



ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

役員退職金いくら取れますか？

ある金融機関の融資担当者様から、融資先の社長が相談に乗ってほしいということで、7月の中頃に一緒に会社を訪問し社長様と面談をさせていただきました。現在弊事務所が何の関与もしていない会社の話です。

話をお聴きすると、今期利益がたくさん出そうなので社長を息子に交代すべく、退職金を払って利益を消したいとの希望でした。創業以来約50年の長きにわたって社長を務めて苦労してやってきたので、今期の利益の額にもよるけれどできるだけ退職金を取りたいとの希望でした。決算は7月末なのであと2週間ほどしかありません。

会社法上、役員退職金の上限はありません。通常会社であれば株主総会決議が必要ですので、株主が納得するなら、そして払えるならいくらでも出していいことになります。しかし、法人税法上は毎月の役員報酬と同様に「不相当に高額な部分」については、損金算入を認めないという「過大役員退職金」の規定があります。そして、「不相当に高額」かどうかは、その退職した役員に対して支給した退職給与の額が、その法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らして判断されます。

現在関与している税理士はどう言っておられるかを聞きますと、最初7,000万円までは大丈夫ですと言いながら、次の日には3,000万円までとかなりトーンダウンされたと、社長もお怒りの様子でした。「一日でなんでこんなに変わるねん！私は50年何度も倒産の危険にさらされながら汗水たらして働いてきたのに、そんな簡単に数字が変わるんか！」と。その気迫あふれた口調にもお気持ちがよく表れていたように思います。

さて、私どもは先ほど申しました通り、現在何の関与もしていない事務所ですので、私どもが大丈夫ですと言っても責任は取れません。あくまでもセカンドオピニオンとしての立場から、TKCが発行している「役員報酬・役員退職金 BAST」という指標をお見せし、同業種同規模の会社でどれくらい出しているかというデータと、一般的な最終月額報酬に勤続年数と功績倍率を掛け合わせた計算式を示しながら、社長様に説明を申し上げました。

社長様がどう判断されるかはわかりませんが、もし社長の判断で決定した最終金額が、税務調査で過大であると指摘されたら、いろんなデータをもとにしっかり説明して納得してもらおう、現在の税理士の先生にお願いして下さいと言うしかありませんでした。社長の想いを実現すべく、しっかりと理論武装していただきたいと思い会社を後にしました。



経理業務デジタル化のお手伝いをします！

P2

TKC の会計ソフト FX シリーズをお使いの事業者様には、まだまだ紹介しきれていない便利な機能がオプションを含めていろいろと備わっています。下記の機能は基本的に追加レンタル料なしにご利用できます。ご関心おありの際は、監査担当者にお申し付け下さい。

1. かんたん納税キット（電子納税・ダイレクト納付）

法人税・県民税・市民税や消費税・源泉所得税・印紙税（申告所得分）などの納税が、事務所のパソコンから、ネットバンキングを通じるか、または期日指定の口座引き落とし納付にて可能となります。

2. フィンテック（銀行信販データ受信機能）

ネットバンキングを契約している金融機関の口座やクレジットカードの取引を読み込み、学習機能を利用して精度を上げていけば、定型的な取引をほぼ自動にて仕訳を入力することが可能となります。

3. 仕訳の読み込み（EXCEL データから）

読み込みに必要な形式にて入力した EXCEL の表データを読み込んで、自動的に仕訳を入力することができます。

4. 給与ソフト（PX）・販売管理ソフト（SX）との仕訳連携

TKC の給与ソフトや販売管理ソフトのデータを、設定すれば自動的に会計ソフトへ連携させ、自動的に仕訳を入力することができます。

5. 支払管理機能

毎月の支払を、①定時支払（請求書等）、②定期支払（リース料・掛金等）、③随時支払（その他）、④定期積金、⑤借入返済の5つに分類し、それぞれ日付・相手先・金額・その他仕訳に必要な情報を登録しておけば、ほぼ自動的に仕訳を入力することができるようになりますとともに、支払スケジュール表も作成できます。



※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 _____

TEL _____

FAX _____



P3



小学生がパソコンで描いた絵が高額取引 投資資産として注目されているがその課税関係は？

小学生がパソコンで描いた絵が数百万円で取引されたというニュースをご覧になりましたか？一時期、いろんな媒体で紹介されたので、『NFT アート』という言葉を目にされた方も多いかと思えます。

そもそも、『NFT アート』とは何なのでしょう？私なりに調べましたがよくわかりません。わかったことは特殊な技術を用いて作成されたデジタル絵画で、コピーすることが出来ないそうです。このデジタル絵画ですが、インターネット上で取引されており数万円～数十億円の値で取引されており、タイトルにも書いたように日本の小学生がパソコンで描いた絵に 300 万円以上の値が付きました。取引が行われているということは、日々、価格が変動するので株式市場同様に NFT アート市場が存在し世界中の投資家が新たな投資対象として注目しているようです。日本でも購入することができるので、多額の売却益を得た投資家もいるようですね。また、購入したデジタル絵画はインターネット上で他人に貸すことが出来るため、賃料を得る手段にもなるそうです。不思議な時代になったものです。

では、NFT アートを売ったり貸したりして得た利益の課税関係はどうなっているのでしょうか？先般、NFT を譲渡した場合における所得税法上の課税関係が国税庁のタックスアンサーで公開されました。

ONo/1525-2 NFT を用いた取引を行った場合の課税関係。(一部抜粋)

NFT を譲渡した場合・・・譲渡所得

営利を目的として継続的に行われている場合・・・雑所得または事業所得

偶発的に取得した場合・・・一時所得

所得税法上では譲渡所得や雑所得・事業所得・一時所得になるようです。

気を付けるべき点は、これら NFT と呼ばれるものの取引は仮想通貨で行われます。しかし、仮想通貨で納税を行うことはできません。NFT 取引で多額の利益が出たときには、確定申告までに納税資金を準備する必要があります。

また、他の所得と合算して所得税を計算するので、所得税率が所得に応じて上がっていく点は注意すべきでしょうね。
(記事担当：大西)

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX

重要!

～すべての企業で対応が必要！今から準備すべきことは？～

インボイスセミナー

主催：ユアブレーション 尾上会計事務所

2023年10月からインボイス制度が開始され、更に2024年1月からは電子帳簿保存法の電子取引データの保存が2年間の宥恕措置を経て完全に義務化されます。本セミナーでは、インボイス制度の基本的な内容から適格請求書の記載事項や登録申請のスケジュール、発行者および受領者の対応等について2回に分けて説明します。

日時：

第1回 概要編 令和4年9月14日(水) 15:00～17:00

第2回 実務対応編 令和4年11月11日(金) 15:00～17:00

会場：姫路商工会議所503会議室（各回先着30名）

参加費無料

【オンライン受講】も可能です！（各回先着50名）

ZOOM（ズーム）を使ったネット配信により、インターネット環境があれば、職場またはご自宅にて、ご自分のパソコンで視聴できます。

※オンライン受講の場合は、メールアドレスを添えて申し込みください。

インボイスセミナー申込書

貴社名			
電話番号			FAX番号
参加者名	第1回 9/14(水)	第2回 11/11(金)	メールアドレス（オンライン受講のみ）
	会場・オンライン	会場・オンライン	

FAXにてお申し込み下さい 【FAX】079-288-0997
HPからもお申込みいただけます <http://www.onoe-kaikei.com>